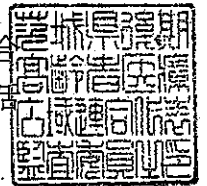


茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員告示 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成 21 年 9 月 28 日

茨城県後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 黒川 清



平成 21 年度定期監査報告書

1 監査の対象

茨城県後期高齢者医療広域連合

2 監査した期日

平成 21 年 9 月 28 日

3 監査の範囲

次の期間における財務に関する事務の執行

(1) 平成 20 年度……平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日まで

(2) 平成 21 年度……平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日まで

4 監査の方法

予算の経理及び予算の執行、備品の管理、業務委託契約等の財務に関する事務の執行状況について、関係法令に基づいて適性かつ効率的に行われたかを主眼とし、関係職員より説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行は、概ね適正に執行されたものと認める。

6 監査執行者

茨城県後期高齢者医療広域連合 監査委員 鈴木 義雄

茨城県後期高齢者医療広域連合 監査委員 黒川 活